

一九世紀初頭のフランスにおける農業問題

吉 田 静 一

フランス革命にたいして世界史上もつとも「古典的」なブルジョア革命としての地位があたえられるにいたったのは、それが、ブルジョア革命の核心をなす農業¹⁾土地問題を、もつとも徹底的な形態で処理したことにもとづくものであった。そうしてそれは、研究史上、「農民革命」⁽¹⁾ *révolution paysanne* という範疇を結晶せしめるにいたったのであるけれども、この範疇そのものは、すでにわれわれには知られているように、それがジョルジュ・ルフェーヴルによつてはじめて措定されたときには、ブルジョア革命の中核に据えられるべきものとしてではなく、むしろ、フランス革命を構成する他の幾つもの革命のひとつとして、しかもその自律性 (*autonomie*) のゆえに本来ブルジョア革命とは異質な、したがって資本主義の発展に逆行的な革命として措定されていたのであった。⁽²⁾ はじめこうしたものとして措定された「農民革命」は、しかし、これもまた周知のように、高橋幸八郎氏によつてブルジョア革命の中核に据えられることとなり、⁽³⁾ そうしてそれによつて「古典的」なブルジョア革命の内容と形態、そのもとの農業¹⁾土

地問題の歴史的意義が明確にされることとなつたのであつた。その歴史的意義とは、封建的土地所有規範の根底からの解体ということにはかならない。

ところで、封建制度を根底から廃棄し「古典的」なブルジョア革命をみずからの歴史のうえにもつにいたつたフランスが、しかし他方、その資本主義の発展において必ずしも急速ではなく、却つて停滞的であつたことは、たしかに歴史の逆説であつた。この逆説がふくむ意味の重大性は、ブルジョア革命を「封建制から資本主義への移行」のなかに位置づける基礎視角にそれをてらしてみると、おのずから知れるところであらう。もとよりこの逆説にたいしては、革命によって成立した分割地農民 (Parzellenbauer) に内在する二つの側面——その成立の必然と限界、存在の経過性と保守性——を指摘することが可能である。⁽⁴⁾ だが、問題はそれほど簡単ではない。「農村の生産者、農民からの土地収奪」が資本の本源的蓄積の「過程全体の基礎」であるかぎり、イギリスのヨーマンに比してその限界と保守性とをより強くしめしたフランスの分割地農民は、いかなる過程の所産であつたかが、あらためて問われなければならなかつた。こうして、そのような分割地農民を成立せしめた農民革命が、あらたな視角からふたたび問われることとなり、その結果、あるいはフランス農民革命の特質、特殊性が、あるいはその挫折の面が、とりだされるにいたつたのである。

さて、右の要約から知れるように、フランス革命の土地問題については、このような問題視角の推移とそれにとまなう研究成果とがみられるようにおもわれる。本稿は、このような研究情況を見据えつつ草されたものではあるけれども、もともと広い展望を必要とするはずの右の課題に全面的にこたえるものでは到底なく、革命直後における農業問題の一端を検討することによって、フランス資本主義と土地制度の問題に迫るための布石をこころみておこうとす

るものにすぎない。ただ予知的に言っておくならば、われわれの基礎視角は、フランス資本主義——産業資本を基柱とする生産＝社会関係——の形成におかれているのであって、土地制度もまたそれとの相互、規定的な関係のもとでとり扱われるのにはかならない。産業資本は、当面する土地制度（土地所有形態）を、みずからの発展段階に応じて、たえずそれに適合的な形態に編成していくのであって、その逆ではない。一九世紀初頭におけるフランスの農民層分解が、なお全面的、本格的でなく、停滞的とみえたのも、当時フランスの産業資本が、「マニユファクチャー」として、未だなお資本制生産の端緒段階にあったことにもとづくものであって、その逆ではない。以下の叙述における基礎視角もまた、ここにおかれていることを、あらかじめ付言しておきたい。

(1) Cf. G. Lefebvre, *La Révolution française et les paysans, dans Études sur la Révolution française*, p. 249. (柴田三千雄訳『フランス革命と農民』未来社刊。)

(2) *Ibid.*: たとえば「その発生・進行・危機・傾向の点で独自の自律性をそなえる農民革命。」「それがとくに自律的であったのは反資本主義的な傾向を帯びている点であり、わたくしが強調するのもこの点なのである。」

(3) 高橋幸八郎『市民革命の構造』のうちとくに「序説 市民革命の経済構造」における行論を参照。

(4) 高橋幸八郎氏の前掲書における、とくに五二—三頁、二一八—二〇頁の叙述を参照。

(5) マルクス『資本論』第一巻第七篇第二十四章（向坂逸郎訳、岩波文庫版第四分冊、二七〇頁）。

(6) この点についてのもっとも鮮明な表現は、遅塚忠躬「『農民革命』という概念について」（『歴史評論』八〇号）のなかにあたえられている。たとえば「フランスでは農民革命が貫徹したために市民革命が「下から」のコースをとり、資本主義への移行がアメリカ型で行われたが、同時に、そこに成立した資本主義は異常に歪んだ階級構成をもって停滞的となった、このままでは一つの矛盾・二律背反にすぎない。では、この問題はどう解かるべきであるのか。」ついでながら、この点は高橋氏によって必ずしも意識されていない。たとえばつぎの叙述。「フランスにおいては、反封建的＝領主

的運動は、イギリスの場合のようにブルジョワ化しつつある独立自営農民層の完全な指導のもとに制握されたというよりも、より広汎に小農民層大衆の運動に農民革命のうちに推進されたから、この広汎な小農民大衆の自らの存続の拠点となる農村共同体的諸規制、例えば、オーブン・フィールド、あるいはヴェーヌ・パチュール・コレクティヴの如きは、十九世紀後半においてもなお小農民の意義において保持され、農民層の爾後のより自由な分解がそれによって却って阻止され、資本主義的進化の過程が非常に緩慢になったということ、こういったことが近代フランス経済社会の構造にとって特徴的な点であらう。」(高橋氏の前掲書、五三頁。)

(7) 遅塚氏の前掲論文を参照。ここではつぎの一節を引用しておく。「フランス革命における農民革命の基本課題は、封建的諸権利(封建地代)の無償廃棄に農民解放の中にあつた。……これがフランス農民革命の基本的内容であり、その基本的意義である。ところが、革命前における農民層の資本制的兩極分解の進展の結果、農民層の内部には「農村ブルジョアジー」と貧農層との対立が激化しており、この対立は、特に土地再分配に関する諸問題をめぐって前面に露呈され、そこに、強力な土地再分配(国有財産の分割売却・大経営地の分割等々)を要求する貧農層の独自の運動が展開した。これがフランス農民革命の具体的現象形態における特質に特殊性である。」

(8) この点をとくに強調されるのが、服部春彦氏である。同氏の論稿「『二つの道』の理論とフランス型——フランス革命の土地改革の再検討——」(民科京都支部歴史部会機関紙『新しい歴史学のために』六五号)の結論の部分にふくまれるつぎの一節を参照。「[フランス] 革命の土地変革の結末は、「地主的土地改革」と「農民的土地革命」との妥協であり、いずれか一方の全面的勝利ではない。農民的土地革命の勝利の面(封建的諸権利の無償廃棄・分割地的土地所有の創出)のみを強調して、その挫折の面(地主的土地所有の存続)を無視ないし過少評価するのは、正しくないであらう。」地主制(土地制度としての)がフランス革命によって廃棄されなかつたことは、河野健二氏の意義深い指摘(『土地改革』(桑原武夫編)『フランス革命の研究』所収)以来、今日では広く認められているところであるが、河野氏ならびに飯沼二郎氏が、それを歴史の必然の一段階としてその意義を積極的に承認されようとしているのにたいし、服部氏が同じ事実に立脚しながらそれを農民的土地革命の挫折(革命後における農民層分解を停滞せしめる要因)として評価されようとしているのは、対照的である。なお服部氏の上掲論文は、タイプ印刷のものであるが、より体系的なかたちで京都大学人文科学研究所の共同研究「比較革命史の研究」の論文集の一篇として公けにされるはずである。

(9) ことでの用語法については、つぎのマルクスの一句に準拠している。「ここで産業的というのは、農業的にたいして言うのである。」(『資本論』第一巻第七篇第二十四章、岩波文庫版第四分冊、三二九頁。)

二

一 はじめに、革命直後の農業状態についての同時代人の観察を二、三とりあげておこう。

I 当時のフランスの農学者モンタリヴェ *Montalivet* は、一八一〇年、農業協会 *la Société d'agriculture* での報告のなかで、つぎのように語っている。「ここ三〇年間のフランス農業の進歩については、なにびとも異論をさしはさむわけにはいかないであろう。この進歩が急速であったのは、とくにこの一〇年間である。」彼は、この進歩をしめす例として、とりわけ、栽培牧草地 *prairies artificielles* の創設、飼料の改良、輪作形式の変更、農民生活の富裕をあげ、ついで「農村の住民は、ほとんど到るところで土地所有者 *propriétaire* になった」と述べている。⁽¹⁾ ところでこのばあい、とくに注目しておきたいのは、モンタリヴェが、革命直後のフランスの繁栄を、革命そのものの所産としてとらえていることである。彼は、この繁栄が封建制 *feodalité*、十分の一税、マン・モルトの廃止にもとづくものであることを指摘しており、そうしてそれによって、今日では多くの農民家族の自由な世襲財産となっている、多数の私的土地所有が成立もしくは解放されたことを明言している。彼が、このような農民的土地所有の成立と農業の繁栄とを因果関係においてとらえていることは、言うまでもあるまい。

II ローヌ県知事の一八一四年の農業報告は、すべての土地が小経営によって耕作されていることを指摘したの

ち、つぎのように述べている。「農業の進歩は、国有財産の売却、相続による土地分割、耕作者の理解および農村の経済組織のなかにもたらされた完成の思想のおかげで、この二五年来、よりいっそう著しいものとなった。」⁽³⁾

Ⅲ 一九世紀初頭の化学者、政治家で、保護主義者として知られるシャプタルのばあいは、もっと明確である。彼の著書『フランス産業論』⁽⁴⁾の第二部は、フランス農業の現状を明らかにし、その発展のための政策を見定めようとしたものであるけれども、フランス農業の現状についての彼の概括は、つぎの一節のなかに端的にしめされているといえる。「もし今日の農業を一七八九年の状態と比較するならば、この間に達成された改良に、おどろかされるであろう。あらゆる種類の収穫物が土地をおおい、多数の逞しい家畜が働き、土地に肥料をふりまいている。健康的で豊富な食料、清潔で住みごこちのよい住居、粗末だがきちんとした衣服、これが農村の住民の与りえたものである。農村からは貧困が追放され、あらゆる生産物を自由に処分できるようになったおかげで、富裕な生活がはじまった。」⁽⁵⁾それでは、この農業の改良と富裕な農村生活とををもたらしたのは、何であつたか。それは、革命にほかならない。革命によって、農民の土地所有は法的保障をうけ、彼の労働生産物はみずからの手中に確保されるにいたり、農民は生産者として尊敬されるにいたつたことは周知のところであるけれども、それらのことが、フランスの農業を豊かにするうえに大きな意義をもつたことは疑えない。⁽⁶⁾それについて、シャプタルは、つぎのように述べている。「今日、すべては変つた。必要に迫られてであれ、趣味によるのであれ、農業の進歩に強い利害をもたない、そうしてまたみずからの所有地 *domaine* の改良をもとめない土地所有者は、ひとりもない。租税の比例的分布、うとましい一群の慣習 *usages* の廃止、土地分割 *la division des propriétés*、農民の自立 *indépendance* が、⁽⁷⁾ 到るころで農業 *l'industrie agricole* を活潑にした。」しかし、シャプタルがとくに強調するのは、革命における土地移動→(小)土地所有者の創

出にともなう農業改良の進展についてである。「この三〇年間に生じた非常な数の土地移動 mutations dans les propriétés、およびきわめて多数の土地所有者 propriétaires の創出が、当然、農業の改良に貢献したにちがひなかった。長い経験が教えるところでは、幾何かの土地の新しい所有者 possesseur は、かつての所有者以上に熱心に、その耕作に注意をはらう。彼は、生産物の増大をもとめ、そのためには骨身を惜しまない。彼は、耕作可能とおもわれるところはどこでも開墾し、作付に適しているとおもわれるところにはどこでも作付する。彼は、可能なあらゆる改良を實現するまでは休むところをしない。かつてフランスには、広大ではあるが、その生産物ではほとんど一家族も養えないような所有地があった。「革命の」諸事件が、それを分割させた。「その結果」土地全体が耕作され、そうして収穫は一〇倍にもなった。この種の実例は、フランスの到るところでみられる。」^(a)

(1) Cité par O. Festy, Les progrès de l'agriculture française durant le Premier Empire, dans Revue d'histoire économique et sociale, 1957, n° 3, pp. 282~3.

(2) このモンタリヴエの判断にたいして、フルボンの王政復古の支持者ドゥカズ Decazes が、のち一八二〇年には、革命の結果とモンタリヴエがみたこの農業の進歩を、できうるかぎり過少評価しようとし始めることに、注意がひかれる。つぎの叙述をみよう。「土地所有の分割と関係のあるこの進歩は、農法の改良とは無縁である。そうして耕作の理論あるいは実際のなかにもたらされた完成についていえば、それが数多くありかつ著しいことを否定するわけにはいかないが、しかしなすべきことが多く残されていることもまた、否定しえない。」Cité dans O. Festy, art. cit., p. 283, n. 36.

(3) Cité dans O. Festy, art. cit., pp. 286~7.

(4) J.A.Chaptal, De l'industrie française, 2 vol, 1819. この書の意義の指摘と第四部の紹介とを、わたくしは『フランス重商主義論』第四章のなかでおこなっておいた。参照していただきたい。

(5) Chaptal, op. cit., p. 153.
 (6) Cf. Chaptal, op. cit., p. 138. フランスはその自然的条件においてイギリスよりも遙かに恵まれているにもかかわらず、旧来の社会制度がその開発を妨げていた、とシャブタルはみたのである。

(7) Chaptal, op. cit., p. 139.

(8) Chaptal, op. cit., pp. 152~3. ここで、分割地農民の確立過程をしめしたつぎの一節を引照しておく。「この三〇年間に生じた諸事件は、土地所有者 *propriétaires* の数を倍加した。と同時に、旧来の土地所有者の大部分にたいして、彼らの世襲財産 *patrimoine* を増大させる手段をあたえた。……ほとんどすべてのものが、土地財産を大きくして、多様な生産物をもってあらゆる生活必需品を供給するようになり、家族の労働力を年間を通じて土地で利用しうるようになった。こうしたあり方が、農地 *propriétés rurales* のもっとも有利な分割方法なのである。」Chaptal, op. cit., pp. 139~40. 本文およびここでの引用文がしめすように、シャブタルは、小土地所有（経営（それは革命の所産である）の優越性を説いてやまない。彼がそうするのは、第一は、ここでの引用文から知れるように、小土地所有（小経営のもとにおいてはじめて家族労働力の燃焼が可能だからであり、第二に、小土地所有農民は、農業賃銀労働者に比して遥かにみずからの労働に注意を注ぐからであり、第三に、政治的にみて、土地所有農民のみが祖国の観念をもつことができるからである。直ちに気付くように、以上の立論は、革命のなかで国有財産の分割売却を支持した議論を継承するものであった。

二 革命のさなか一七九一年に、革命がフランスの農業と農民に及ぼす影響について、みずからの観察と見通しとをあたえたイギリスの農学者アーサー・ヤングは、革命による封建地代の廃止、耕作の自由、無数の障害の破壊によって、しかし何よりも「王国の恐らくは半分、あるいは三分の二は、小土地所有者の所有であろう」と言われるにいたったほどの所有地分割 *division of landed property* によって、小土地所有農民 *little proprietor farmers* の農業が活気を呈し、彼らの生活が比較的富裕な状態にあることを認めた。しかし、彼は、すぐそれに引き続いて、「耕作者のあ

る特定の階級にたいしてではなく、農業一般にたいして及ぼされた革命の効果は、わたくしにはきわめて疑問である」⁽¹⁰⁾と述べざるをえなかった。革命直前にフランスの各地を歩き、フランス農業が、イギリスよりもはるかに恵まれた自然的条件にもかかわらず、その小土地所有、小経営のゆえに、その生産力においてはるかに劣ることを観察したヤング⁽¹¹⁾にとって、革命による小土地所有農民の強化は、農業にたいする革命の効果を減せしめ、農業の急速な発展を阻むものとして映ったであろう。だが、すでに知ったように、シャプタルをはじめ、革命後のフランス農業を観察した時人にとっては、このヤングの観察と見通しは、杞憂にすぎなかったかのように見える。そうしてこのばあい彼らが、とくに革命後にみられた小土地所有、小経営のもとにおける農業改良の進展という事実のなかに、みずからの観察と見通しの有力な根拠を見出していたことは疑えない。

ところで、ここでいう農業改良の起点をなしたのは、栽培牧草地 *prairies artificielles* の創設であった。栽培牧草地の創設・耕作は、経営内の休閑地面積を制限し、その作付への利用をもたらすとともに、他方では家畜の飼料を豊かに供給して、共同放牧の廃止と農業生産力の上昇とに資することとなったのである。⁽¹²⁾ シャプタルのつぎの一節が、この間の事情を明らかにするであろう。「栽培牧草地は、今日、農業の基礎をなすにちがいない。それによって家畜の飼料がえられ、飼料によって家畜がえられ、家畜によって肥料がえられ、犁耕をおこない、良く耕すためのあらゆる手段がえられる。」⁽¹³⁾

この栽培牧草地の創設が、一九世紀初頭のフランスで全面的・本格的に進行したわけではもとよりないけれども、オート・ラン、バ・ラン、ノール、パ・ド・カレなどの諸県、そうしてまたとくにパリ地方で、かなりの程度にまで

進行しはじめていたことは、否めない。オワーズ県クレルモン郡では、栽培牧草地が、土地の十二分の一をしめ、セーヌ・エ・オワーズ県マント郡では、十分の一をしめていたといわれる。また、マンシュ県クータンス郡では、耕作者は一般に、みずからの所有地の四分の一を、栽培牧草地のために使用しており、セーヌ・エ・オワーズ県のラムプイエ郡では、一八一二年に、土地の四分の一あるいは三分の一さえもの栽培牧草地をもった経営が、多数存在していたことが確かめられている。もっとも、以上の事実は、すでに革命前にその進行をみていた事実であった。だが、それが、革命後には「いかなる反動」をうけることもなしに進展していったことを疑うことはできない。少くとも栽培牧草地の原理が農民の旧慣とたたかわなければならなかった地方は、一八一〇年代にはまれであった、といわれる。

ところで、以上の事実についてわれわれがここで是非とも注意しておきたいことは、この農業改良の運動が、大土地所有「大経営のもとにおいてではなく、中・小の土地所有農民によって推進されたことである。栽培牧草地の創設を起点とする農業改良は、ヤングが信じたように、大経営 *grande culture* の進展とあいともなって進行するのがふつうであり、そうした事例を一九世紀初頭のフランスに見出すことはもとより可能である。だがそれは、この段階では必ずしも有力ではなく、主力は、中・小の土地所有農民であった。一八一四年のメレ郡（ドゥ・セーヴル県）の調査報告は、このことをつぎのように伝えている。「栽培牧草地は、わが国の農業の基礎である。（それは、大経営ではあまり普及していない。）しかし、中・小経営 *la moyenne et la petite culture* ではそうではない。土地所有農民 *pay-san propriétaire* は、栽培牧草地をつくっている。多くの栽培牧草地が創設され、それはよく手入れされている。以前には栽培牧草地がつくられもしなかった六〇ヘクタールの農地が、分割して売られ、三年後にはその半分が牧草地に⁽¹⁷⁾なっているのが、しばしば⁽¹⁸⁾みられた。」地主の直接経営のばあい⁽¹⁸⁾はともあれ、フェルミエによる経営のばあい、大経営

に栽培牧草地が普及しなかったのは、その創設に不可欠な作付方式の変更 *dessolement* を、地主が認めないばあいが多かったからであり、また劣悪な小作条件、フェルミエの資本不足も、その有力な原因であったといわれる。⁽¹⁹⁾ しかし他方、革命によって零細地片を獲得した零細農、ジュールナリエのもとにおいても、栽培牧草地の創設がほとんどみられなかったことにも、注意しておかなければならない。⁽²⁰⁾ それを推進した主力は、中・小土地所有の経営にあったのである。

- (9) A. Young, *Travels in France during the years 1787, 1788 & 1789*, edited by C. Maxwell, p. 340.
- (10) A. Young, *op. cit.*, p. 341.
- (11) ヤングのフランス農業の観察については、飯沼二郎『農学成立史の研究』、二九二—三二〇頁の興味深い敘述を参照していただきたい。
- (12) 一八一四年の農業調査報告は、じぎのように報じている。コルヌーユ郡——「(この郡の)耕作者は、彼らの富裕と成功の真の源を、栽培牧草地のなかに見出した。」ポントワーズ郡——「数年来の農業の著しい進歩は、疑いもなく、この郡への栽培牧草地の導入たもとじている。幸いにもそれは、いつもたいへん尊重をされている。」*cité dans O.Festy, art. cit.*, p. 274
- (13) Chaptal, *Chimie appliquée à l'agriculture*, t.1, p. 265, *cité dans A. Chabert, Essai sur les mouvements des revenus et de l'activité économique en France de 1798 à 1820*, p. 38.
- 同じくじぎの一節をも参照。「栽培牧草地の設定は、今日のフランスの農業を豊かにした。この牧草地は、家畜にたいして豊富な飼料を提供しており、そのことが、より多数の家畜を飼育し、その結果、肥料を増し、犁耕をふやす手段をあたえてゐる。それはまた、農業者に他の土地を改良する時間をあたえる。」*Chaptal, De l'industrie française*, p. 145.
- (14) Cf. A. Chabert, *op. cit.*, p. 39.
- (15) 以上の事実については、フェスティの前掲論文、二七三—四頁を参照。
- (16) O.Festy, *art. cit.*, p. 274.

(17) O.Festy, art. cit., pp. 275~6. パリ農業協会に提出され、その『覚書』のなかで公けにされた報告は、他の数多くの事例をよくむとらわれる。

(18) 一九世紀初頭には、地主の直接経営 (une classe importante de propriétaires exploitants の形成) が一つの傾向としてみられた。少くとも当時の農学者によつて、地主の直接経営が勧められ、地主による農業改良が期待された。それらの点にひらびは、O.Festy, art. cit., pp. 184~6, A.Chabert, op. cit., pp. 35, 38.

(19) Cf. O.Festy, art. cit., pp. 369~72, 273, 285.

(20) 彼らの獲得した土地は、当時、《nouvelle》propriété とよばれたらしいが、そのもとで栽培牧草地の創設がみられなかったのは、もとより彼らの資本不足による。

三

一 革命による土地移動 (国有財産の売却) が、フランスの土地所有分布にたいしていかなる変動をあたえたか、という問題については、研究史上、幾多の研究が積み重ねられてきたことは周知のところである⁽¹⁾が、しかしそれにもかかわらず、それはいまだなお明確な結論に到達しているとは言い難い。かつてマルク・ブロックは、革命後の土地所有について、「大ざっぱに見るならば、……旧制度のもとでの進化によって確立した、資本主義的形態の大土地所有と農民的小土地所有との共存は、革命後のフランスにおいてもなお存続したのである⁽²⁾」と概括したけれども、この概括をこえてあらたな総合をおこなった研究に、われわれはまだ接していないように思われる。

だが、経営⁽³⁾については、革命直後のフランスにおいて、まれに大経営の成長が見られたとはいへ、なお小経営が数的にはもとより生産力的にも優越していたことは、一般に認められているところといつてよからう⁽⁴⁾。当時、革命後に

も存続した大土地所有も、大(借地)農業経営を形成するよりはむしろ、小地片に分割されて貸出されることのほうが一般的であった。⁽⁵⁾しかもこのばあい、のちにみるように、小農民の競争によって小作料は上昇する傾向をしめし、そのうえ借地条件は劣悪であったため、この大土地所有のもとで、農業の発展を期待することはできなかった。すでに知ったように、農業の発展は、革命によってその存在を確認されたのみならず強化されさえした農民的土地所有のなかに、その主動力を見出したのである。

しかし、この農民的土地所有のもとでの農業の発展が、決して全面的、本格的なものではなく、量的にも質的にも限られたものでしかなかったこともまた、およそ否めないところであろう。それについては、これまで、共同放牧 *vaine pasture*、放牧権 *droit au parcours* の強固な残存、強制輪作の、したがって休閒(地)の厳存などが、くり返し指摘されてきた。⁽⁷⁾一般に、一九世紀におけるフランス農業の緩慢な進歩が云々されるのは、このためであり、シャプタルも、前節で知ったように、一九世紀初頭におけるフランス農業の進歩について語りながら、しかもなお「フランス農業が完成の域に達したと信ずることは控えよう」と警告せざるをえなかった。⁽⁹⁾

もとより、以上の事情が、革命によって解放され、強固な基礎をあたえられた分割地農民の、前進性と保守性、進歩と停滞の二面性をしめすものであることは、これまでもしばしば指摘されてきたところであって、ここであらためてくり返すまでもない。ただここでは、はじめに、以上の、農業の発展における停滞性を、農業資本形成の微弱性と関連において、ついで、分割地農民の二面性―前進性と保守性―を、彼らの階層分解との関連において、あらためて整理ないし検討しておくこととした。

- (1) Cf. G.Lefebvre, *Recherches relatives à la vente des biens nationaux*, 1928 (dans *Etudes sur la Révolution française*, 1954.) 邦語文献として、河野健二「土地改革」(桑原武夫編『フランス革命の研究』所収)、柴田三千雄「フランスにおける分割地農民の成立」(山田盛太郎編『変革期における地代範疇』所収、大塚久雄、入交好脩編『経済史学論集』に再録)を参照。
- (2) Marc Bloch, *Les caractères originaux de l'histoire rurale française*, p. 248 (河野健二他訳『フランス農村史の基本性格』三二八—二九頁)
- (3) Cf. A.Chabert, *op. cit.*, p. 84.
- (4) H.Sée, *Histoire économique de la France*, t.2, p. 128. 「農業の様相を規定してゐるのは、小経営 *petites exploitations* の優越である。」
- (5) 「貴族は、みずからの所有地を、イギリスのように収穫量の多い大規模な小作地 *Grandes fermes* の形態においてではなく、まったくの零細地片 *petits lopins* にとり、小作に出すことのほうを選ぶ。」したがって、「大土地所有者は、農業の進歩を奨励することをみずからの義務として考えてゐない。」H.Sée, *op. cit.*, p. 128. 「当時、若干の県では、大規模な小作地を零細な小作地に分割する現象が生じた。その理由は、土地所有者が、その小作地を一括して貸出すよりも、多くの零細地片ごとに貸出したほうが、利得が大きかつたところにあつた。」Chabert, *op. cit.*, p. 49, n. 172.
- (6) 服部春彦氏の前掲論文を参照。
- (7) H.Sée, *op. cit.*, p. 129. A.Chabert, *op. cit.*, pp. 45~7, 54~5. O.Festy, *art. cit.*, p. 291. M.Bloch, *op. cit.*, pp. 243~6 (前掲訳書「三二三—三六頁」) 因にフランスで、共同放牧の廃止を法的に認めたのは、一八八九年七月九日の法律である。
- (8) シャペールがこの時代の農業の発展をたんなる外延的発展とみるのも、それによって(質的な)発展の緩慢さを意味させるためである。A.Chabert, *op. cit.*, p. 48.
- (9) Chapal, *De l'industrie française*, t.2, p. 153. もっともこのはあくシャペールの警告は、前節の叙述からうかがえるように、農業技術的なものであつて、栽培牧草地と合理的な輪作制の未普及が指摘されるにとどまる。ついでながら、前節で利用したフェスティの論文も、「〔フランス農業の〕この前進の反対側に目を閉ざすべきではない」と付言するのを忘れてゐない。O.Festy, *art. cit.*, p. 291.

二 前節ではしばしばそのことを引用したシャプタルは、同じ著書のなかで、農業生産力的見地から彼の勧奨する農業改良には、少なからぬ額の費用が必要であるけれども、大部分の農民にとってそれをまかなうことは不可能である、と指摘している⁽¹⁰⁾。もっとも彼は、この点についてもきわめて楽観的であって、「富裕がさらに一般化した今日では」農業改良は急速に進行するであろうし、「農業におけるこの革命は、ごく近いうちに終るであろう⁽¹¹⁾」と期待することができた。

しかし、事態がシャプタルの予測どおりに進行しなかったことは、その後くり返し農業の発展の最大の障害として資本の不足があげられてきたことよって明らかである。ことに、大きな資本をもつイギリスの借地農業経営者 *fermier exploitant* との比較のうえで、フランスのフェルミエ（大フェルミエでさえ）の資本不足は、時人にとって見過しえない事実であった⁽¹²⁾。もとよりこのフェルミエのばあい（そうしてメティエのばあいはよりいっそう）、彼らの農業利潤が、小作料の騰貴（後述）によって吸収され、彼らのもとにおける資本形成をゆるさなかったことが、彼らの資本不足の有力な原因としてあげることができよう。しかし、土地所有農民のばあいも、資本不足の事態は同じであった⁽¹³⁾。そうしてこのばあいには、その原因として、第一に、彼らの土地所有欲にもとづく、土地購入のための資本支出があげられるであろう。

革命中の農民の「土地所有にたいする熱狂」は、彼らに、その資力をこえてまで土地購入のために支出させるにいたらせ、それは、「獲得者に耕作のための資金あるいは生活のための資金をさえ、残さなかった⁽¹⁴⁾」ほどであったといわれる。もっともこうした「熱狂」は、ことにジュールナリエ、小メティエ、小フェルミエに多かったといわれるから、この例を全農民層におよぼすことはできないかもしれない。しかし、革命後の富農、ラブルールについても、「

大きな経営資本をもたず、良いとはいえない農具を用い、さらにいっそう良いとはいえない耕作を営む、流動資産をもった富農 *riche paysan*、ラブルール *laboureur* は、すでに所有している土地を改良するよりはむしろ、あらたな土地の購入によって所有地を拡大することのほうを選んだ⁽¹⁵⁾ことが指摘されている。一時人のことばによれば、「粗雑な耕作と粗悪な生産物から何らかの収益を彼があげるのは、もっぱら土地の力だけによる」⁽¹⁶⁾ものであった。このかぎり、革命後の富農、ラブルールのばあいでも、その目的が土地所有そのものから利潤の追求へと移っているとはいえず、彼らを土地獲得へとおもむかせる要因は、失われていないといっているであろう。ことにこのばあい、彼らは自由な商品生産者として、農産物価格に依存し、その変動にさらされるなかで、利潤を追求しなければならなかっただけに、彼らを土地獲得に向かわせる要因は、彼らに強く働いたとみなければなるまい。

だが、もとより、この土地獲得のための支出は、それだけ彼らが農業生産に投下しうるはずの資本を、生産部面から引き揚げさせ、土地改良、農具の改良などを妨げる。そうしてそれは、彼らの再生産の経済的基礎を掘り崩し、こうして彼らの土地獲得のそもそもの目的も達せられることなく、彼らの経済的発展への展望を失わせる。

土地所有農民のもとにおける資本の不足は、さらに、彼らに提供される信用の欠如によって、いっそう促される。当時、「大土地所有 *grande propriété foncière* は、五パーセントまで金の貸手を見いだしたけれども、農民は、一五パーセントまで支払わなければならない⁽¹⁷⁾」といわれ、こうして「信用制度の欠如が、農民を圧迫し、彼らを高利貸に従属させる」⁽¹⁸⁾にいたった。この農民にたいする信用の欠如は、しかし、この時代における社会的再生産の未発展、したがって資本形成の相対的な微弱さによって規定されたものにほかならない。このかぎり、彼らの資本不足は、その時代が彼らに課した「宿命」であった。

- (10) Chaptal, De l'industrie françoise, t.2, p.155.
- (11) Chaptal, *ibid.*.
- (12) Chabert, *op. cit.*, pp.44~5. ルビで照やせしるゑは Ch. Pictet, Cours d'agriculture anglaise, 1808.
- (13) Cf. H. Sée, *op. cit.*, pp. 121, 129. Chabert, *op. cit.*, p.55.
- (14) O. Festy, *art. cit.*, p. 287.
- (15) Chabert, *op. cit.*, p. 48.
- (16) Pradt, De l'état de la culture en France et ses améliorations, Paris, 1802, t.2, p. 239. cité dans Chabert, *op. cit.*, p. 48.
- (17) (18) H. Sée, *op. cit.*, p. 129.
- 三 こうして、農民的土地所有のもとでの「合理的耕作」＝農業改良を制約した原因はまた、土地所有農民「分割地農民」の経済的発展を制限する原因でもあった。しかし、もともと彼らは、「決して同一の所有関係にあったのではなく、従ってまた、相異なる経済的条件のもとにおいて解放された⁽¹⁹⁾」のであって、一九世紀初頭にはすでに、この制限にもかかわらず、彼らのなかから「農村ブルジョア層」を分出せしめ、農業改良は、そのもとで進行しはじめるといえる。このことを、ここでは、穀物価格の変動が各階層におよぼす影響のなかでみておきたい⁽²⁰⁾。
- さて、革命によって自由な生産者として解放された「分割地農民」は、以後、農産物（とくに小麦）の価格変動のまゝにさらされることとなり、それは、農民の各階層にたいして異なった影響をあたえた。言うまでもなく、このばあい、価格のもっとも高い時期に多量の生産物を市場にもたらしうるものが、価格変動を有利に利用し、利潤を蓄積することが可能である。いま自作農 *propriétaire exploitant* にのみ限っていえば、大農 *gros propriétaire exploitant* およ

び中農 *moyen propriétaire exploitant* がこうしたのはあいであって、彼らは、その資本力、高い土地生産力、「合理的耕作」によって、穀価の変動を有効に利用することができた。すなわち、豊凶にともなう価格変動はもとより季節的変動にたいしても、穀価のもっとも高いときを待つことができたのは、この階層であり、したがって彼らは、凶作とそれにともなう一般的困窮のときに最大の利得をあげることができたわけである。そうしてこのとき「富は主だった耕作者の手中に集中し、他方その周囲には困窮が広がっている」という光景がみられたと報じられている。しかしそればかりでなく、彼らにとって、穀価を左右することもまた不可能ではなかった。「ラブルールの貪欲さ加減は極端である。もはや競争がないとみるや、彼らはぐるになって値上りを得ようとする」と、セーヌ・アンフェリュールの知事は報告している。⁽²²⁾

こうして、大農および中農は、「雇用労働者の賃銀の上昇ならびに種々の経営費の上昇にもかかわらず、また凶作の年の減収にもかかわらず」⁽²³⁾、穀価の変動に巧みに適応しつつ利潤をあげていくことができた。ところでこれにたいして小土地所有農民 *propriétaires parcelaires* は、市場にもたらず穀物の量が少いうえに、価格のもっとも高くなることを待つことができない。多くのばあい、彼らは、貨幣支出の必要（租税、利子の支払等）に迫られて、収穫の直後に売らざるをえなかった。この間の事情は、一八一七年のパ・メーヌについて、つぎのように語られている。「パ・メーヌにおける小麦の低価格の原因はたくさんある。もっとも本質的な原因は、資本の欠如である。そのため耕作者は、収穫がすむとすぐその収穫から金をつくらざるをえなかった。そのときにすべての小麦が同時に地方市場にもたらされた。その結果、供給が過剰となって、価格は著しく低落した。」⁽²⁴⁾結局、彼らは、こうして安く売って高く買わざるをえない。一八一七年二月、セーヌ・アンフェリュールの知事は、つぎのように書いている。「収穫の終ったと

きかなり高い価格で穀物を売った大部分の小農民 *petits cultivateurs* は、ふつうだと値下りする季節にそれを買戻すことができるのを期待したのだが、「売ったときよりも高い」いまの相場で買いに来ることを余儀なくされる。⁽²⁵⁾

このように、穀価の変動は、農民の各階層にそれぞれ異なった作用をあたえ、農民層の分解を促すにいたる。大農ならびに中農が価格変動を利用しつつ獲得した利潤は、あらたな土地の購入にむけられるとともに、いまや資本として耕作の改良のために投下され、⁽²⁶⁾そうしてそれはまた、あらたなより大きい利潤の獲得を約束する。かくて、一九世紀初頭の（前節でみた）農業改良は、彼らによってになわれ、推進されるにいたった。「分割地農民」の前進的側面は、彼らによってあらわされる。ところで他方、小農民は、穀価の変動に適応しうる能力を欠いていた。彼らは、不作にともなう穀価の上昇のさいには少量の穀物をしか市場にもたすことができず、豊作のときには穀価の下落のため小さい収益にとどまらざるをえない。こうして穀価の変動から不利な影響をもっとも強くこうむったのは彼ら小農民であって、そのかぎり彼らに「合理的耕作」＝農業改良を期待することは困難であり、かえって彼らの土地は貧瘠化する。そうしてそれは、彼らに零落への傾向を深めさせることになる。⁽²⁷⁾しかしそれに応じて彼らは、「分割地経営」の「正常な補足をなす農村家内工業」（織布、紡績等）と、「第二の補足をなす」共有地とに、可能なかぎりますます固執せざるをえなくなる。そうして、この家内工業と共有地とへの固執が可能であるかぎり、彼らが完全に分解し去ることはありえないであろう。かくて、「分割地農民」の停滞と保守の側面は、彼らによってあらわされる。

(19) 高橋幸八郎『市民革命の構造』二五四頁。

(20) 以下の敘述は、そのほとんどもを A.Chabert の前掲書に負っている。cf. A.Chabert, op. cit., pp. 70~90.

(21) Arch. Nat. F.C.III, Calvados, rapport préfectoral de 1818, cité par A.Chabert, op. cit., p. 80.

(22) Arch. Nat. F.II 733, le rapport du 10 juillet du préfet de la Seine-Inférieure au ministre de la Police générale, cité par A.Chabert, op. cit., p. 79, n.(65).

(23) A.Chabert, op. cit., p. 80. シャーペールの引用する Laverigne, Economie rurale de la France, p. 61. によれば、ハタタール当り粗生産物の「構成要素の配分」の変化は、つぎのとおりである。

代	一七八九年	一八一五年	一八五九年
地	一一フラン	一八	三〇
経営者の利得	五	六	一〇
付随費用	一	二	五
地租および十分の一税	七	四	五
賃銀	二五	三〇	五〇
計	五〇	六〇	一〇〇

(24) Cf. R.Musset, Le Bas-main, p. 314~6.

(25) Arch. Nat., F.II 733, Seine Inférieure, cité par A.Chabert, op. cit., p. 82, n.(79).

(26) ソム県知事は、つぎのように書いてゐる。「……耕作一般の改良については、一八一七年の〔穀物の〕高価格にきりして耕作者がえた利得の好都合な結果の持続が注目される。……多くの豊かな土地所有者は、今日、古い慣行をしりぞけながら、みずからの土地の耕作に専心してあり、そうしてこの点に関しては、たいへんいふ影響をおよぼしてゐる。」Arch. Nat., Fic. III, Somme 7, compte administratif pour 1818, cité par A.Chabert, op. cit., p. 80, n.(73).

(27) この傾向は、しかし、一九世紀初頭には、長期にわたる穀価の上昇と、家内工業の賃銀の上昇傾向とによつて、顕在化しない。一八一七年を頂点にして穀価は下落の傾向をたどるが、それにともなつて彼らの零落傾向は深まつていくことになる。

四 最後に 小作料の変動とフェルミエの動向についてみておこう。

一般にフェルミエのうちでも大フェルミエは、その経営の優越性⁽²⁸⁾によって、大経営農民と同じく、穀価の変動を有利に利用することができた。それは、彼らに小作地の併合を可能にし、経営の優越性⁽²⁹⁾をますます強固にする。しかしこうした大フェルミエの存在は、一九世紀初頭にはまだ例外にすぎず、大部分のフェルミエの経営は、中・小経営であった。そうしてこのばあい、彼ら中・小フェルミエの穀価変動の受け方は、小土地所有農民のそれに類似する。すなわち、穀価の著しく高いとき、彼らは収穫した小麦を売り、自家消費のためには雑穀を買い入れる。他方、穀価の著しく下落したさいには、豊作にもかかわらず、地租あるいは小作料さえ、支払うのに困難であった。まさに彼らにとっての、「豊作の不幸」⁽³⁰⁾。

ところで、フェルミエの経済的地位は、一九世紀初頭には、穀価のたえざる上昇によって、改良され、生活水準も上昇が認められたといわれる。しかし、早くも一八一〇年代には、小作料の上昇率が穀価のそれを上回るにいたり、彼らの利得は、急速に縮小する。一七九八—一八〇二年と一八〇九—一八一二年の間に、小麦価格の上昇は一八%前後であったのにたいし、小作料は同じ期間に三七%に達している。そうしてこの傾向は、一八一七年以降の穀価の下落にもなって、さらに促されるにいたった。

一九世紀初頭における小作料の変動は、つぎの表によって知ることができる⁽³¹⁾が、そこにしめされているように、一七九八—一八〇二年から一八一七—一八二〇年の間における小作料の上昇率は、およそ五〇%であり、これにたいして他方、同期間における小麦価格の上昇率は、二五%にすぎなかった⁽³²⁾。もっともこの現象は、すでに革命前に始まっているのであって、必ずしも革命後に特有の現象ではない。ラブルースの研究によれば、一七二六—一七四

1798	60.9
1799	61.1
1800	69.3
1801	69.9
1802	69.6
1803	71.1
1804	71.6
1805	71.7
1806	75.6
1807	76.8
1808	79.3
1809	89.2
1810	89.8
1811	90.5
1812	94.2
1813	95
1814	95.3
1815	95.2
1816	96.5
1817	97.9
1818	99.3
1819	99
1820	100

そのテンポを早めていることが、注意されるであろう。当時のこの小作料の上昇は、ふつう、農業生産力の上昇にもとづくものというよりは主として穀価の上昇にもとづくものとされているけれども、革命後のテンポの早さは、それに加えて、革命後ますます激しくなった、小土地所有農民による土地需要の強さをあらわすであろう。

こうして、小作料の上昇は、地主 *propriétaire non exploitant* に異常な繁栄をもたらし、彼らは、以後、経済的にはもとより政治的・社会的にも、みずからの地位を固めていくこととなった。

(28) シャーネルの引用する *Dutens, Analyse raisonnée des principes fondamentaux de l'économie politique, 1804* によれば、小さな小作地 *petites fermes* の小作料は、大きな小作地のそれよりも高い。またフェルシエの利潤は、通常、小作料に反比例し、小作地の大きさに比例して増大する。Cf. A.Chabert, *op. cit.*, p. 83, n. (87).

(29) 革命前と同様、この大フェルシエによる小作地の併合が、小フェルシエの不満をよんだことは、言うまでもない。cf. G. Lebevre, *Questions agraires au temps de la Terreur*.

(30) マルクス『資本論』第三巻第四七章(岩波文庫版第一一分冊、三二六頁)。

(31) A.Chabert, *op. cit.*, p. 95.

(32) 小作料の上昇は、現物のばあいも同様であった。たとえば、マルヌ県のシュニエールの小作地では、小作料は、共和暦一二年の小麦五六ヘクトリットルから一八一二年には九五ヘクトリットルに引きあげられている。

一年から一七七一一七八九年の間に小作料は八〇%上昇しているの(33)にたいし、同期間の小麦価格の上昇率は、五六%である。ただ小作料の上昇率は、革命後に

- (33) Cf. C.-E. Labrousse, *Esquisse du mouvement des prix et des revenus en France au XVIII^e siècle*, t.2, p. 379.
(34) Cf. C.-E. Labrousse, *op. cit.*, pp. 382-3.

四

「独自の自律性」をもった運動としての、いわゆる「農民革命」が、小農、貧農層の土地獲得を可能にし、また同体的諸関係の維持をゆるしたことは、これまでくり返し指摘されてきた。しかし、そこからは直ちに、かかる「農民革命」が、フランス革命で重要な役割を演じたがために、農民層の分解は停滞し、合理的農業はその展開を阻まれたのではなかったか、そうしてそのゆえに、ゆがんだ階級構成をひきずった、停滞的なフランス資本主義の型と構造が形成されたのではなかったか、という問題が生じたのであった。

ところで、こうした問題の提起そのものが、農民層の急速な分解のうちに、世界史上いち早く「典型的」な資本主義を形成したイギリスを、その比較の基準にすえていることは、およそ疑いをいれないところである。しかし、かかる比較基準の設定については、それが、ややもすれば、対象とする国と時代の生産力段階を無視し、かえってしばしば非歴史的な比較におちいる危険をふくむことが、注意されなければならない。さしあたっての問題についていえば、イギリスにおいてさえ、市民革命後の一八世紀初頭にはなお、同体的諸関係が根強く残存しており、イギリスにおける「農業革命」の進行は、ようやく一八世紀なかば以降のことであることが、指摘されなければならない。フランス農業についてのアーサー・ヤングの観察が、こうした「農業革命」の進行をその背景にもち、もっぱらこの視点からなされていることは、言うまでもない。

さて、フランス革命後における農民層分解の停滞現象を規定した要因は、二つあったように思われる。一つは、しばしば論じられてきたように、「農民革命」にもとづくものであり、他の一つは、革命後のフランスがなお、農民層の全面的な分解を促す生産力段階にはなかつたということである。

革命前後のフランス産業資本が、「マニユファクチャー」として、なお資本制生産の端初の段階にあったことは、すでにわれわれには周知のところであろう。⁽¹⁾ところで、このマニユファクチャー時代は、「国民的生産を極めて断片的に征服するだけで、つねに都市の手工業と家内的・農村的副業とを広い背景としてこれに支えられている。」⁽²⁾フランスの生産力段階は、まさにこのような段階にあったのである。そうして、当時、都市のマニユファクチャーが、土地と結合しつつ農村に広汎に散在した農村家内工業を、みずからの経営の外業部として組織していた事例は、数多く見出しうるであろう。たとえば、サン・カンタンに、四〇〇人の労働者よりなる綿紡績工場を所有していたジヨリは、サン・カンタン、ヴェルヴィエ、ペロンヌ、コムブレの各郡に、二、五〇〇人の「労働者」ouvriers を働かせていた。またあのリシャール・ルノワールも、マンシュ県のサン・ローからクータンスにいたる間の一七の村々で、「家内労働者」ouvriers a domicile を支配していたことが伝えられている。⁽³⁾

このように、産業資本がなお、農村家内工業によって補完され、それに支えられているかぎり、農民は、この農村家内工業をみずからの土地所有の「正常な補足」として維持し、彼らの分解は停滞せざるをえない。前節でしめしたように、革命によって自由な生産者として解放された農民層が、以後、農産物価格の変動をとおして、分解の進行をしめしながら、しかもなおその停滞のうちに農村に滞留しえたのは、以上のような産業資本の発展段階に規定されたことであつた。「家内的、農村的工業の根—紡績と織物—の根を引き抜いて農業と農村工業との分離」⁽⁴⁾を完成さ

せ、農民層の全面的、本格的な分解を進行せしめるのは、やはり産業革命なのである。

革命によって解放された「分割地経営の第二の補足をなす」共有地ならびに共同体的諸関係についても、ほぼ同じことがいえるであろう。共有地・共同体的諸関係は、農業における諸改良→大農法の進展によって消滅するのであるけれども、すでにしめしたように、革命後のフランスにおいては、この後者は、農民層分解のうちから分出しつつあった大農・中農層を主体として徐々に前進していくのがみられた。しかしそれにもかかわらず、それは、農業資本の不足、それを激しくした信用の欠如によって制約をこうむらざるをえなかった。そうしてこの制約はまた、当時の生産力段階によって規定された制約であったのである。

こうして、一九世紀初頭のフランスにおける農民層分解の停滞は、一面では、当時のフランスがおかれた生産力段階によって規定されていたとみることができるとも、しかしそうだとしても、その後、産業革命を経過したのちもなお、「…農民的土地所有は、土地の大きな部分を支配しつづけた。それは、著しい面積の土地を征服しさえした。…：フランスはいぜんとして、土地の大きな部分を支配している国民である」といわれる事態が続くのは、何故であるか。それはやはり、「農民革命」の結果であるのか。かかる事態がフランス資本主義の歪んだ階級構成、その特殊フランス的な型と構造をあらわすのであるとすれば、「農民革命」は、それを最終的に規定するものなのであるのか。しかし一般に、ブルジョワ革命における土地問題の処理の仕方は、資本主義の型と構造をどのていどまで規定することになるのか。より本質的なこうした問題については、別の機会にゆずることにしたい。

(1) 高橋幸八郎『市民革命の構造』の序説と第二篇を参照。

一九世紀初頭のフランスにおける農業問題（吉田）

関西大学『経済論集』第十三巻第一、二号

二〇四

- (2) マルクス『資本論』第一巻第二四章(岩波文庫版第四分冊、三二五頁。)
- (3) Cf. A.Chabert, *op. cit.*, p. 133.
- (4) マルクス『資本論』第一巻第二四章(岩波文庫版第四分冊、三二六頁。)
- (5) Marc Bloch, *Les caractères originaux de l'histoire rurale française*, p. 250. (邦訳、三三二頁。)